

上関町地球温暖化対策実行計画(第2期)
平成29年度～平成33年度

平成30年3月
上関町

目 次

第1章 基本的事項

1. 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 基準年度・計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 計画の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
5. 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の活動量及び二酸化炭素排出量・・・・・・・・ 4
2. 項目別使用量及び排出量の削減目標・・・・・・・・ 5

第3章 具体的な取組

1. 温室効果ガス排出量の削減に直接的に関与する取組・・・・ 6
2. 温室効果ガス排出量の削減に間接的に関与する取組・・・・ 7

第4章 推進・点検整備及び進捗状況の公表

1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
2. 推進・点検方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
3. 評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
4. 職員の意識啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
5. 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第1章 基本的事項

1. 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づき、都道府県及び市町村に温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画の策定が義務付けられています。

本町では、平成25年に「上関町地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出の削減のため、省エネに努め、取り組んできました。これまでの計画期間が終了したため、対象施設の算出方法等を見直し、新たな計画を策定するものです。

2. 基準年度・計画期間

実行計画は、平成28年度（2016年度）を基準年度とし、計画期間は、平成29年度（2017年度）から平成33年度（2021年度）の5年間とします。目標年度は最終年度の平成33年度（2021年度）とします。

ただし、計画の内容については、取組の実績や社会的ニーズ、技術進歩等の状況をふまえ、必要に応じて見直し等を行います。

3. 計画の対象範囲

実行計画の対象範囲は、上関町が行う事務・事業及び町が管理する全施設とします。ただし、外部への委託、指定管理者制度等により実施するものは対象外としますが、温室効果ガス排出の削減等の措置が可能なものについては、受託者に対して、必要な措置を講ずるよう要請するものとします。

対象範囲 : 本庁、分庁舎、保健センター、高齢者保健福祉センター、
教育委員会、公立学校、診療所等

対象範囲外 : 他者に委託して行う事務・事業（指定管理者制度を含む）

4. 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）とします。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の活動量及び二酸化炭素排出量

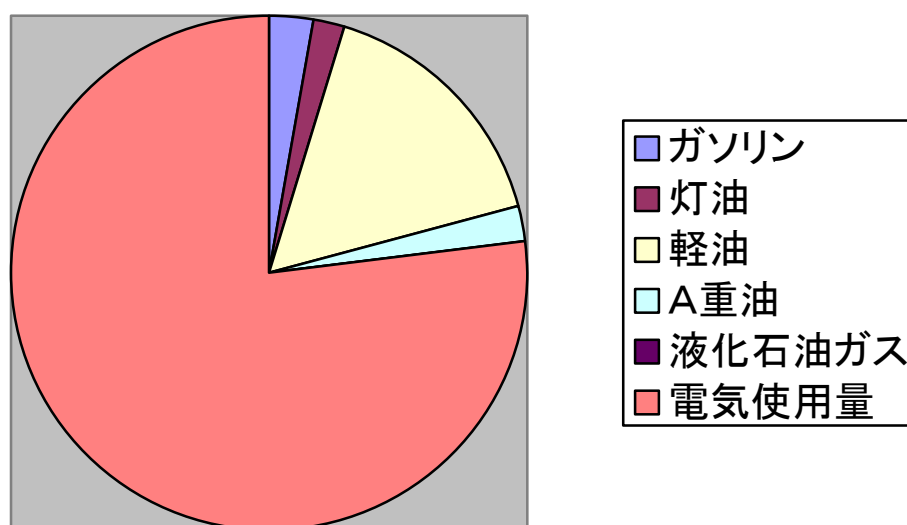
基準年度（平成28年度）における、町の事務・事業に関わる二酸化炭素排出量は、1,083,292 kg-CO2です。

調査項目		単位	使用量	排出係数	排出量	構成比 (%)
燃料 使用 量	ガソリン	L	13,499	2.32166	31,340	2.9
	灯油	L	8,777	2.48948	21,850	2.0
	軽油	L	69,676	2.58496	180,110	16.6
	A重油	L	9,083	2.70963	24,612	2.3
	液化石油ガス(LPG)	m ³	123	2.99889	369	0.1
電気使用量		KWh	1,183,660	0.697	825,011	76.1
基準年度排出量					1,083,292 kg-CO2	

※ 二酸化炭素排出量の算定方法

温室効果ガス排出量＝燃料・電気使用量×排出係数×地球温暖化係数
 （二酸化炭素） （二酸化炭素は1）

H28年度の要因別排出量の円グラフ



2. 項目別の使用量及び排出量の削減目標

二酸化炭素排出量を計画期間の最終年度である平成33年度までに、基準年度と比較して1%削減することを目標とします。

項 目	平成28年度		平成33年度	
	使 用 量	二酸化炭素排出量	使 用 量	二酸化炭素排出量
ガソリン	13,499 L	31,340 kg	13,364 L	31,027 kg
灯 油	8,777 L	21,850 kg	8,689 L	21,631 kg
軽 油	69,676 L	180,110 kg	68,979 L	178,309 kg
A 重 油	9,083 L	24,612 kg	8,992 L	24,366 kg
液化ガス(LPG)	123 m ³	369 kg	122 m ³	365 kg
電気使用量	1,183,660 kWh	825,011 kg	1,171,823 kWh	816,761 kg
合 計		1,083,292 kg - CO2		1,072,459 kg - CO2

事業内容によっては、削減が困難な部署もありますが、事務事業における省エネルギー行動を中心に温室効果ガス削減にさらなる行動を進め、目標の達成に努力していきます。

第3章 具体的な取組

1. 温室効果ガス排出量の削減に直接的に関与する取組

(1) 照明機器の適正な使用・管理の推進

- ・照明器具は、LED等の省エネ型への更新の促進に努める。
- ・昼休み、始業前、終業後、休日については必要な部分以外は消灯する。
- ・廊下、階段等業務の共用部分の照明は、支障のない範囲で消灯する。
- ・会議室、トイレ、倉庫等は必要な時以外は消灯する。

(2) 空調機器の適正な使用・管理の推進

- ・冷暖房時の温度管理（冷房時28℃、暖房時20℃）並びに運転期間を徹底する。
- ・冷暖房効果を高めるため、ブラインド等を有効活用する。
- ・冬季は自然光を取り入れ、空調効率を高める。
- ・空調機器フィルターの定期的な掃除、交換等に努める。
- ・クールビズ・ウォームビズを推奨する。

(3) 事務用機器の適正な使用・管理の推進

- ・OA機器、コピー機等の昼休み、終業時等に主電源を切る。
- ・コピー機等は省エネモードに設定する。
- ・OA機器、コピー機等の購入、更新時には、省エネルギー対応の製品を購入する。

(4) 公用車燃料使用料の削減

- ・公用車は、エネルギー効率が落ちないように、適切に整備しておく。
- ・急発進・急加速はしないで、アイドリングストップを徹底する。
- ・近距離の移動は、徒歩または自転車を利用の利用に努める。
- ・走行距離等を台帳に記入し、使用状況の管理を行います。
- ・公用車の購入、更新時は、低公害車、低燃費車を導入する。

2. 温室効果ガス排出量の削減に間接的に関与する取組

(1) 用紙使用量の削減

- ・両面コピー、両面印刷を徹底する。
- ・使用済み用紙の裏面を利用する。
- ・コピー機の使用後は、リセットボタンを押す。
- ・会議資料等は、簡素化を図り、ページ数や部数を最小限に抑える。
- ・コピー機に頼らず、庁内LAN、電子メールを活用する。
- ・コピー用紙は再生紙100%の用紙の使用に努める。

(2) グリーン購入の推進

- ・事務用品などを購入する際は、エコマーク、エコマーク製品を率先して購入する。

(3) 廃棄物の削減・リサイクルの推進

- ・物品の購入にあたっては、使い捨て製品を抑制し、リユース、リサイクルが可能なものにする。
- ・ごみの分別を徹底し、リサイクルの促進を図る。

(4) 水使用量の削減

- ・日常的な節水に努める。
- ・漏水防止に努める。

(5) 緑化の推進

- ・町が管理する建物や施設への緑化を進める。

(6) 公共事業における環境配慮

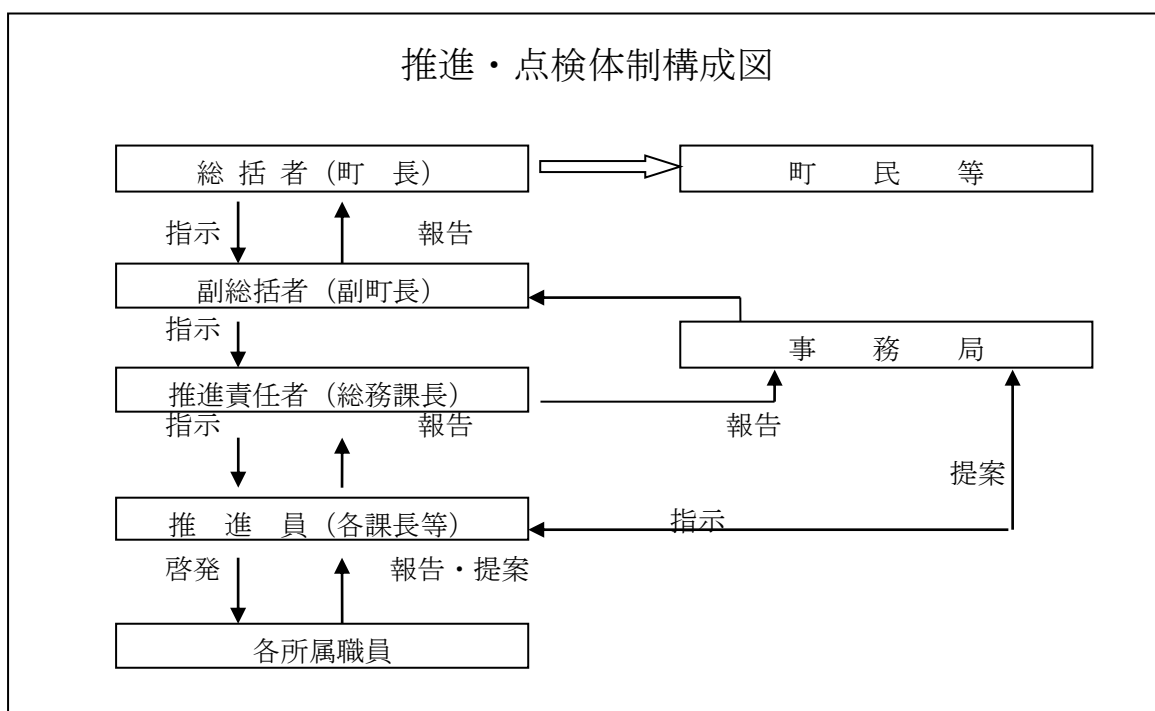
- ・施設の新築、改築時は、環境負荷の低減に配慮したものを整備する。
- ・太陽光発電等の再生エネルギーの導入を推進する。
- ・事業の際に発生する建設廃棄物を抑制し、適正処理に努める。
- ・事業には、再生資材の利用促進、建設副産物の有効利用に努める。

第4章 推進・点検整備及び進捗状況の公表

1. 推進体制

計画を推進していくために以下に示す実行組織を設置し、環境マネジメントシステムの考え方を取り入れ、継続的な改善による温室効果ガスの削減を図ります。

- (1) 実行計画総括者（町長）
 - ・実行計画総括者は、実行計画の総括的な進行管理及び取組の評価、公表を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを図ります。
- (2) 実行計画副総括者（副町長）
 - ・実行計画副総括者は、実行計画総括者を補佐し、実行計画総括者に事故があるときは、その職務を代行します。
- (3) 実行計画推進責任者（総務課長）
 - ・実行計画推進責任者は、町の事務・事業における取組みを推進・点検・評価し改善を指示します。
- (4) 実行計画推進員（各課長等）
 - ・実行計画推進員は、実行計画推進責任者の指示を受け、各所属の進行管理を行います。
- (5) 実行計画事務局
 - ・事務局は生活環境課とします。



2. 推進・点検方法

実行計画の機関である平成24年度から平成28年度においては、毎年度、計画の進捗状況を把握・評価していきます。

- (1) 総括者は、本計画全般の事項を所掌し、方針の決定を行います。
- (2) 推進責任者は、各所属における本計画の進行管理を行います。
- (3) 推進員は、各所属職員へ積極的な取組を啓発し、本計画の実施状況を点検し、推進責任者に報告します。
- (4) 事務局は、本計画の推進に関わる庶務を行います。

推進責任者は、町の事務・事業から排出する温室効果ガス（CO₂）の総排出量を算定するため、各推進員に対し、毎年度、電気燃料等の調査を行います。

事務局は、調査報告を基に温室効果ガス排出算定のための使用量を集計し、温室効果ガス排出量を算定します。

3. 評価

推進責任者は、本計画の実施状況について総合評価を行い、次年度以降の取組方法等を検討します。

4. 職員の意識啓発

職員の地球環境保全への意識の高揚を図るため、地球温暖化に関する取組や工夫等、全職員が意識を一つにして行動できるよう、情報を提供します。

5. 進捗状況の公表

毎年1回、実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス排出量を含む）を公表することが義務付けられています。点検結果の公表は、今後の取組の実施につながるとともに、各職員の所属する組織や施設等の点検・評価結果を知ることによって、より積極的な環境保全に向けた取組につながると期待されます。

また、行政の取組を公表することで、事業者や住民等に対しても環境保全に向けた取組を促すことが期待されるため、町ホームページ等を通じて公表していきます。